

## 行政評価の進め方について

### 1 行政評価の目的

- (1) 市民本位の効率的で質の高い行政の実現
- (2) 市民への説明責任を果たし、透明性の高い行政の実現
- (3) 成果志向の行政運営の実現

### 2 これまでの経過

- (1) 平成 14 年度に導入し、評価の対象や項目に改良を重ねながら制度を運用
- (2) 平成 23～24 年度までの試行結果を踏まえ、平成 25 年度から事務事業評価及び施策評価を本格実施

※平成 29 年度（評価対象：平成 28 年度）

- ①事務事業評価：第四次長野市総合計画実施計画の主要事業関連（414 事業）を評価
- ②施策評価：第四次長野市総合計画後期基本計画に掲載された 99 施策全てを評価

- (3) 平成 25 年度から長野市行政改革推進審議会による外部評価を導入

（※平成 29 年度：行政改革推進審議会が選定した 8 施策（48 事業）を対象に意見聴取）

### 3 平成 30 年度における行政評価制度の運用について（評価対象：平成 29 年度）

第五次長野市総合計画に基づく施策及び事務事業を評価対象とする初年度となることから、評価制度の運用を一部変更し、更なる成果志向の行政運営につなげることを目指す。

※平成 29 年度第五次長野市総合計画実施計画：55 施策 390 事業

#### 【変更の主な内容】

- (1) 行政評価を基点に、事務事業の方向性を見極め、より効果的に総合計画及び総合戦略の推進を図る予算編成を行うために、行政評価の実施時期を早める

※ 事務事業の検討・方向性の決定に当たり、外部評価でのご意見・ご提案を参考とさせていただくため、外部評価の時期を 2 か月程度早めて実施

- (2) 第五次長野市総合計画前期基本計画の実施計画書に記載の主要事業のうち、一般事務事業を中心に事務事業評価を実施

※ 「一般事務事業」：法律や国・県の通知などで実施が義務付けられている「児童手当支給事業」「国民健康保険給付事業」などの法定事務事業や施設建設・改修のハード事業等を除いたもの。

(3) それぞれの事業の目的・目標としている成果を確認し、その成果を測るより適切な指標を設定・検証

※ これまで以上に成果を数値化できるものを可能な限り設定し、効果的な事業検証に結びつけていく。

(4) 施策の進捗管理（施策評価を中心とした外部評価）は総合計画審議会、施策を実現するための手段である事務事業評価を中心とした外部評価は行政改革推進審議会に依頼

※ 行政改革推進の立場で、これまで以上に事務事業の評価内容にご意見をいただき、次年度以降の事業改善に結びつけていく。

#### 4 行政改革推進審議会への依頼事項（案）

○ 本市の行政運営が、効果的で効率的に進めることができるよう、引き続き行政改革の視点での外部評価として、委員各位の専門的な立場からご意見・ご提案をお願いしたい。

○ 外部評価として、総合計画の施策を実現するための手段である事務事業評価を中心に、事業の進め方や方向性についてご意見・ご提案をお願いしたい。

○ 外部評価は、6月下旬から7月中旬にかけて、3回程度（各回3時間程度）審議会を開催してお願いしたい。

※ 外部評価対象事業は、事務局から依頼するものと委員が希望するものを踏まえて決定する予定（5月下旬～6月上旬の審議会で実施方法を説明し、アンケートを依頼する予定）。